

立川市自治会等を応援する条例 逐条解説

前文

私たちのまち立川では、それぞれの地域で独自に育まれた祭りその他の伝統が、そこに暮らす人々により大切に伝承され、豊かな地域コミュニティが形成されてきました。

自治会及び自治会連合会は、民主的な運営のもとに自主的に活動する団体として、長年にわたり地域コミュニティの中心として公共的な役割を果たすとともに、行政の大切なパートナーとして、地域の課題等に協働で取り組み、安全で安心して快適に暮らすためのまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の急速な少子高齢化、核家族化、人々の価値観及び生活形態の多様化等の影響もあり、自治会に加入する市民の割合及び自治会等の活動に参加する市民は、減少傾向であり、地域でのコミュニケーションの希薄化が見られるようになりました。

一方、近年発生している大災害を契機として、地域の絆^{きずな}が見直されており、顔の見える関係、人と人とのつながりの重要性に対する認識が高まっています。

そこで、市民、自治会等、事業者及び市が自治会等の重要性を再認識し、互いに連携し、協働して市民の自治会への加入と自治会等の活動への参加を促進することで、安全で安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、自治会等を応援するこの条例を制定します。

【趣旨】

この前文は、条文の規定だけでは表すことが難しい条例制定に係る考え方や目的を明確にするためのものです。

【解説】

地域で暮らしていく上で、お隣、ご近所の方との交流があることは、とても心強いものです。ご近所との何気ない会話により元気をもらったり、個人や家庭では解決しにくい出来事に直面した場合に、地域で相談できる人がいると解決することもあります。

地域での交流や助け合いを育んできた背景には、自治会の存在が大きく、その中で、地域ごとに行われる有形無形の伝統行事等が今も継承されています。

自治会や自治会連合会は、民主的な運営のもと、自主的に活動する団体として、長年にわたり、「地域のことは地域で決め、自分たちのまちをより良くしていく」という精神のもと、地域コミュニティの中心として活動してきました。また、行政の大切なパートナーとして地域の課題等に協働で取り組み、安全で安心して快適に暮らすためのまちづくりを進めてきました。

しかし、近年、自治会に加入する市民の割合や自治会等の活動に参加する市民は、減少傾向にあります。少子高齢化や核家族化、人々の価値観、生活形態の多様化など、さまざまな要因が影響しているものと思われますが、地域でのコミュニケーションの希薄化により、社会的な孤立等が問題となっています。

一方で、西日本豪雨や東日本大震災などの大災害が起こるたびに、地域の絆の大切さが

クローズアップされており、地域で顔の見える関係、人と人とのつながりづくりを行うことの重要性が見直されています。

自治会等の活動は身近な地域活動の機会であり、今後、住みよい地域づくりを進めていくためには、多くの市民が自治会等の活動に関わり、地域の絆や連携を強め、市民同士の協力や支え合い、共助の精神により、活発な地域活動が行われることが重要です。

そこで、立川市は、市民や自治会等、事業者、住宅関連事業者とともに自治会等の重要性を再認識し、互いに連携・協働して市民の自治会への加入や自治会等の活動への参加を促進することで、安全で安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、自治会等を応援するこの条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、地域における自治会等の重要性に鑑み、かつ、第3条に規定する基本理念に基づいて市民、自治会等、事業者、住宅関連事業者及び市が、互いに連携し、協働して市民の自治会への加入及び自治会等の活動への参加を促進することにより、地域コミュニティの活性化を推進し、もって住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条例の制定目的について規定しています。

【解説】

自治会等は、安全で安心して快適に暮らすため、地域コミュニティの中心として、市民の親睦やつながりを深め、防災・防犯活動をはじめ、健康づくり、環境整備など様々な活動に日々地道に取り組んでおり、地域において重要な役割を担っています。

このような自治会等の重要性を考慮して、市民や自治会等、事業者、住宅関連事業者、市の連携、協働のもと、第3条に掲げる基本理念に基づいて、市民の自治会への加入や自治会等の活動への参加を促進することを規定しています。

多くの市民が自治会等の活動を通して身近な地域活動に関わり、その中で地域における絆や連携を強めることで、地域コミュニティの活性化を進め、住みよい地域社会の形成に寄与することを目的としています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居所を有する者をいう。
- (2) 自治会 市内の一定の区域に居所を有する者の地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (3) 自治会等 自治会及び自治会連合会をいう。
- (4) 地域コミュニティ 市内の区域内における市民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (6) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。

【趣旨】

本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めたものです。

【解説】

〈第1号関係〉

市民とは、市内に居所を有する者としています。

〈第2号関係〉

自治会とは、市内の一定の区域に居所を有する者の地縁に基づき形成された自治組織としています。自治会の名称には、「自治会」、「町会」などが使われています。

〈第3号関係〉

自治会等とは、自治会及び自治会連合会としています。自治会連合会は、市内12の支部に所属する自治会で構成され、防災・防犯活動をはじめ、健康づくりなどの広域的な活動を行う自治組織です。

〈第4号関係〉

地域コミュニティとは、自治会や自治会連合会のほか、子ども会や老人クラブ、文化協会、体育協会、青少年健全育成地区委員長連絡会などが活動する、市内の区域内における市民相互のつながりを基礎とする地域社会としています。

〈第5号関係〉

事業者とは、市内に事務所や事業所を有する個人や法人としています。社会福祉法人や学校法人等も「事業者」に含まれます。

〈第6号関係〉

住宅関連事業者とは、市内で住宅の建築や販売、賃貸、管理を業務として行う者としています。また、住宅の売主や貸主に代わって取引を行う事業者、売主と買主あるいは、貸主と借主の間に立って取引を仲立ちする事業者も住宅関連事業者としています。

(基本理念)

第3条 市民の自治会への加入及び自治会等の活動への参加の促進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 地域において、誰もが安全で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会等の自立性及び個性を損なわないよう配慮すること。
- (3) 地域の絆及び連携のもとに、活発な地域活動が行われること。

【趣旨】

この条例に基づいて自治会への加入や自治会等の活動への参加を促進するにあたっての基本的な考え方を述べています。

【解説】

〈第1号関係〉

自治会等は、私たちが地域の中で安全で安心して快適に暮らすため、市民の親睦やつながりを深め、防災・防犯活動をはじめ、健康づくり、環境整備など様々な活動に取り組んでおり、地域において重要な役割を担っています。

〈第2号関係〉

地域には、世代や生活形態などの違いにより、様々な考え方や価値観を持つ人々が暮らしているため、市民の多様性・自主性を尊重する必要があります。また、自治会等それぞれの自立性や地域の成り立ちの違いなどによる個性に配慮する必要があります。

〈第3号関係〉

地域に暮らす人と人との絆や地域に関わる様々な団体や人との連携を強め、市民同士の協力や支え合い、共助の精神により、活発な地域活動が行われます。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが地域の一員であることを認識し、地域コミュニティの中心となつて活動している自治会等の重要性について、理解及び関心を深め、自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。

2 市民は、自治会等の活動に積極的かつ主体的に参加し、及び協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進に努めるものとする。

【趣旨】

自治会への加入や自治会等の活動への参加を促進するにあたって、市民の役割について述べています。

【解説】

〈第1項関係〉

自治会への加入は任意であり、強制されることはありません。しかし、自治会等は、市民の親睦やつながりを深め、地域の防災・防犯活動をはじめ、健康づくり、環境整備など市民の生活に関わる様々な活動に取り組んでいます。防犯灯の設置や、高齢者・子どもの見守り、環境美化活動、お祭りの開催など、自治会等の活動は、自分たちの住む地域を自分たちの手でより良くしていこうという自治活動です。

市民は、自らが地域の一員であることを認識して、地域で果たしているこうした自治会等の役割に目を向け、自らが居住する地域の自治会に加入することが望まれます。

〈第2項関係〉

自治会等の活動は、身近な地域活動の機会であり、市民は、それぞれが暮らす自治会等の活動に主体的に参加・協力することが望まれます。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、地域コミュニティの活性化を推進するため、市民の自発的な自治会への加入及び自治会等の活動への主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会等の活動に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

2 自治会等は、その運営について、透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

3 自治会等は、地域を担う人材の育成に努めるものとする。

4 自治会等は、その区域内において活動する団体との連携を深めるよう努めるものとする。

【趣旨】

自治会への加入や自治会等の活動への参加を促進するにあたって、自治会等の役割について述べています。

【解説】

〈第1項関係〉

自治会等の活動や運営について、市民に十分な情報が伝わっていないこと、転入・転居したばかりの人や地域との関わりが薄い人にとっては参加しづらいこと等の課題があります。自治会等は、地域の活動や行事などを通して市民が交流できる機会を設けたり、回覧や掲示板の活用などにより自治会等の活動状況を積極的にお知らせするなど、自治会への加入や自治会等の活動への参加がしやすいような工夫が望まれます。

〈第2項関係〉

自治会等の運営において、中立性や公平性に配慮しながら、分かりやすい規約（会則）づくりや明朗な予算・決算の報告、民主的な運営、適切な役割の分担など、参加しやすい開かれた組織づくりが望まれます。

〈第3項関係〉

現在、多くの自治会では、活動を中心に行う役員が高齢化しており、後継者の育成がスムーズに行われていない状況にあります。「おやじの会」など同世代で集まるためのしくみやSNS等を利用した新たなツールによる情報発信など、様々な世代が活動しやすい環境づくりを行い、これからの地域を担う人材を育成することが望まれます。

〈第4項関係〉

自治会等は、地域コミュニティの中心として、地域で活動している子ども会や老人クラブ、文化協会、体育協会、青少年健全育成地区委員長連絡会などとの連携を深めていくことが望まれます。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動へ積極的に参加し、及び協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進に努めるものとする。

【趣旨】

自治会への加入や自治会等の活動への参加を促進するにあたって、市内の事業者の役割について述べています。

【解説】

事業者も地域社会の重要な一員です。事業者が地域の自治会等の活動に参加・協力することにより、自治会等の活動を通して地域活動に関わり、その中で地域における絆や連携を強めることで、地域コミュニティの活性化を推進することが望まれます。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、市民の自治会への加入及び自治会等の活動への参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

自治会への加入や自治会等の活動への参加を促進するにあたって、住宅関連事業者の役割について述べています。

【解説】

〈第1項関係〉

転入や転居は、自治会への加入の機会でもあります。自治会への加入の促進を図るうえで、市内における住宅の建築や販売、賃貸、管理を行う住宅関連事業者の理解と協力は欠かせません。住宅関連事業者は、自治会への加入や自治会等の活動への参加を促進するために行う市の施策へ協力することが望まれます。

〈第2項関係〉

住宅関連事業者は、入居者にその地域の自治会を紹介することや、自治会への加入の促進などに関する市の施策の情報を提供することが望まれます。

(市の役割)

第8条 市は、市民が自発的に自治会に加入し、積極的に自治会等の活動に参加できるようにするために必要な支援を行うよう努めるものとする。この場合において、市民及び自治会等の意見を十分に反映させるよう努めるものとする。

- 2 市は、自治会等の組織及び活動を維持するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 市は、市民が自主的かつ自発的に自治会を組織することを促進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 4 市は、市民の自治会への加入及び自治会等の活動への参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 5 市は、市民の自治会への加入及び自治会等の活動への参加の促進に関する理解を深めるために積極的な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

- 6 市は、地域に関連する事業の実施に当たっては、内部組織の連携に努め、自治会等の負担にならないよう配慮するものとする。

【趣旨】

自治会への加入や自治会等の活動への参加を促進するにあたって、市の役割について述べています。

【解説】

〈第1項関係〉

市は、市民や自治会等の自主性・自立性を尊重しながら、自治会への加入や自治会等の活動への参加を進めるために必要な支援を行い、支援を行う際には、アンケート調査や意見聴取を行うなど、市民や自治会等の意見を反映させることを規定しています。

〈第2項関係〉

市は、自治会等の組織や活動の維持のために、自治会等の活動や集会施設等の改修への支援、自治会ハンドブックの配布、自治会役員に対する研修の実施など、必要な支援を行うことを規定しています。

〈第3項関係〉

市は、自治会が組織されていない地域などで、そこに暮らす市民が自発的に自治会を立ち上げようとする場合に、相談や助言を行うなど、必要な支援を行うことを規定しています。

〈第4項関係〉

市は、市民が自治会へ加入するための取り組みや、自治会等の活動への参加を促すような仕組みづくりなどを自治会等が検討する際に、他自治会での成功事例の紹介や東京都の自治会支援策などの情報提供を行うほか、相談や助言を行うなど、必要な措置を講じることを規定しています。

〈第5項関係〉

市は、市民が自治会等やその役割の大切さなどについて理解を深め、自治会への加入や自治会等の活動への参加を進めるために、広報紙やホームページなどを活用して、積極的に広報・啓発活動を行うことを規定しています。

〈第6項関係〉

市は、市の業務に関する様々な依頼や文書の送付によって自治会等の負担が過重なものとなり、本来の自治会等の活動に支障を与えることがないように、地域に関連する事業を実施する際には、庁内の関連する部署が連携し、自治会等に配慮することを規定しています。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に定めのない事項は、必要に応じて規則や要綱等で別に定めることとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例は、平成31年3月25日に公布され、同日付けで施行されています。